

議案第 1 号

小城市就学援助医療費支給事務取扱規程の一部を改正する
告示

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 26 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

申請様式の押印見直し及び再交付申請に関する規定を追加するため、小城市就学援助医療費支給事務取扱規程の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市就学援助医療費支給事務取扱規程の一部を改正する 告示

小城市就学援助医療費支給事務取扱規程（平成 23 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（医療券の交付申請）

第 3 条 認定保護者は、小中学校の校長（以下「校長」という。）が、認定保護者の児童又は生徒がかかった疾病の治療のため、当該認定保護者に対して医療費の援助が必要と認めたときは、就学援助用医療券交付申請書（様式第 1 号）を校長に提出し、規則第 9 条第 3 項に規定された医療券（以下「医療券」という。）の発行を申請するものとする。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（医療券の再交付申請）

第 8 条 認定保護者は、児童又は生徒が医療券の有効期限内に治癒できないことが認められるときは、就学援助用医療券交付申請書（継続用）（様式第 3 号）を校長に提出し、新たな有効期限の医療券の発行を申請することができる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（医療券の交付請求）

第 4 条 校長は、前条の規定による医療券の交付申請があったときは、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に就学援助用医療券交付請求書（様式第 2 号）に医療券を添付して提出するものとする。様式第 1 号を次のように改める。

就学援助用医療券交付申請書

小城市教育委員会教育長 様

申請者（保護者）名

学校健診（健康相談）の結果、次の疾病については注意事項を守り治療を行いますので、医療券の交付を申請します。

被患状況	該当に○	感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病（学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病）
		トラコーマ・結膜炎
		白癬・疥癬・膿痂疹
		中耳炎
		慢性副鼻腔炎・アデノイド
		齲（う）歯
		寄生虫病（虫卵保有を含む。）

※下の欄内は、保護者が記入してください。

被患者	学校名			
	学年・組	年 組	生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男 ・ 女
	住所			
	連絡先			
薬局分の医療券		必要 ・ 不要		

注意事項

- （1）医療券と健康保険証をあわせて医療機関に提出して治療を受けてください。
- （2）医療券の有効期限を守ってください。
- （3）治療完了後は医療券を速やかに小城市教育委員会教育総務課へ提出してください。
- （4）医療券を有効期限内に使用できなかった場合は、速やかに学校に返還してください。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「教育長名」を「教育長」に、「学校長名」を「学校長」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

就学援助用医療券交付申請書（継続用）

小城市教育委員会教育長 様

申請者（保護者）名

学校健診（健康相談）の結果、次の疾病については注意事項を守り治療を行いますので、医療券の交付を申請します。

被患状況	該当に○	感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病（学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病）
		トラコーマ・結膜炎
		白癬・疥癬・膿痂疹
		中耳炎
		慢性副鼻腔炎・アデノイド
		齲（う）歯
		寄生虫病（虫卵保有を含む。）

※下の欄内は、保護者が記入してください。

被患者	学校名	学校		
	学年・組	年 組	生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男 ・ 女
	住所	小城市		
	連絡先	()		
薬局分の医療券		必要 ・ 不要		

注意事項

- (1) 医療券の有効期限を守ってください。
- (2) 有効期限内で治療が完了できない場合は、医療機関から下の証明欄に証明をとり、医療券とあわせて学校へ提出してください。

.....【 証 明 欄 】.....

学校長 様

上記被患者の治療完了は 年 月末日のため、継続治療を必要とします。

年 月 日

医療機関

印

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第1号 小城市就学援助医療費支給事務取扱規程（平成23年小城市教育委員会告示第5号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（医療券の交付申請）</u></p> <p><u>第3条 小中学校の校長（以下「校長」という。）は、認定保護者の児童又は生徒がかかった疾病の治療のため、当該認定保護者に対して医療費の援助が必要と認めるときは、認定保護者からの就学援助用医療券交付申請書（様式第1号）に基づき小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に就学援助用医療券交付請求書（様式第2号）に規則第9条第3項に規定された医療券（以下「医療券」という。）を添付して提出するものとする。</u></p> <p><u>第4条～第6条 （略）</u></p> <p><u>第7条 （略）</u></p>	<p><u>（医療券の交付申請）</u></p> <p><u>第3条 認定保護者は、小中学校の校長（以下「校長」という。）が、認定保護者の児童又は生徒がかかった疾病の治療のため、当該認定保護者に対して医療費の援助が必要と認めるときは、就学援助用医療券交付申請書（様式第1号）を校長に提出し、規則第9条第3項に規定された医療券（以下「医療券」という。）の発行を申請するものとする。</u></p> <p><u>（医療券の交付請求）</u></p> <p><u>第4条 校長は、前条の規定による医療券の交付申請があったときは、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に就学援助用医療券交付請求書（様式第2号）に医療券を添付して提出するものとする。</u></p> <p><u>第5条～第7条 （略）</u></p> <p><u>（医療券の再交付申請）</u></p> <p><u>第8条 認定保護者は、児童又は生徒が医療券の有効期限内に治癒できないことが認められるときは、就学援助用医療券交付申請書（継続用）（様式第3号）を校長に提出し、新たな有効期限の医療券の発行を申請することができる。</u></p> <p><u>第9条 （略）</u></p>